

# 鳥取県社会的養護従事者処遇改善事業 補助金の事務手続きについて

1. 交付申請提出 (知事が別に定める日まで)  
※詳細は下記問合せ先へ

○交付申請は、「とっとり電子申請サービス」により送信、  
もしくは下記提出先に郵送又は持参してください。

2. 交付決定通知到着 (交付申請から原則30日以内)

※交付申請の取下げは、交付決定通知を受けた日から20日以内に限り行うことができます。

3. 事業開始

※この補助金においては、着手届の提出は必要ありません。

【事業を変更・中止・廃止したい場合】  
速やかに下記問合せ先に御相談ください。

4. 事業完了

※この補助金においては、完了届の提出は必要ありません。

【事業が年度内に終わらない場合】  
速やかに下記問合せ先に御相談ください。

5. 実績報告書提出 (補助事業完了後30日以内※)  
※ただし、遅くとも翌年度の4月10日まで

○実績報告は、「とっとり電子申請サービス」により送信、  
もしくは下記提出先を郵送又は持参してください。

## ◎補助金の支払い

※必要に応じて概算払をしますので、下記問合せ先に御相談ください。